

令和7年12月22日  
関東森林管理局

## 関東森林管理局における指名停止措置について

工事請負契約指名停止等措置要領に基づき、指名停止措置を行いましたのでお知らせします。

### 指名停止措置の概要

#### 1 指名停止措置対象業者名及び住所

株式会社浜屋組

栃木県矢板市本町12-6

#### 2 指名停止期間

令和7年12月22日～令和8年1月21日（1ヶ月）

#### 3 指名停止の理由

株式会社浜屋組は、栃木県発注の工事において、令和5年12月28日に発生した休業4日以上の労働災害に関して、労働者死傷病報告書を所轄の大田原労働基準監督署長に提出せず、法令の定める報告をしなかった。この件について、当該業者の元使用人は、労働安全衛生法違反により、令和7年6月10日に大田原簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号）別表第2第16号（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

#### 4 林野庁「工事請負契約指名停止等措置要領」の該当要件

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヶ月以上9ヶ月以内

### 【問い合わせ先】

関東森林管理局経理課 電話 027-210-1149

担当：課長補佐